

令和6年度 県立スケート場「セカンドスクール事業」実施要項

- 1 利用可能日 令和6年11月5日（火）から令和7年2月28日（金）までの平日
（毎月第3月曜日、冬休み期間中を除く）
- 2 利用時間 9：30～11：30
- 3 申込み方法 7月22日（月）より受付を開始いたします。
10月19日（土）まで 向浜スポーツゾーン総合事務所へ電話で申し込み
（TEL 018-895-5056）
10月20日（日）以降 県立スケート場へ電話で申し込み
（TEL 018-863-1241）
- 4 講師派遣 希望する場合は、申し込み時に合わせてお知らせください。
講師の派遣は、秋田県スケート連盟普及部が行います。
当事務所では、謝礼の仲介を行っておりません。講師の方と直接調整をしていただきます。
- 5 費用 セカンドスクール事業での滑走料は無料ですが、貸靴料金（実費）を、当日スケート場受付にて現金でお支払ください。
なお、セカンドスクール事業終了後、引き続き午後も滑走する場合は、人数分の滑走料も現金でお支払い下さい。
【滑走料・貸靴料】

幼 児	滑走料	無 料	貸靴料	50円
小中学生	滑走料	90円	貸靴料	50円
高 校 生	滑走料	230円	貸靴料	210円
一 般	滑走料	390円	貸靴料	340円

※ 外部講師、補助で滑走する父兄は滑走料、貸靴料の両方が発生します。
- 6 そ の 他 同じ使用希望日に対して、複数の学校、幼稚園、保育園から申し込みがあった場合はリンクを仕切り、融通し合いながらご利用いただきますが、同時に滑走できる人数には限りがあります。ご利用希望時間・人数によっては、日程の調整をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。